

これだけは知っておきたい性的少數者の人権

正しく知ることが相手を思いやることにつながります



一人ひとりの権利を尊重するまちづくり
～よく生き合おう～

日本国憲法

第十一條 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人間の性は「男性」「女性」の2つに分けられません。

人の数だけいろいろな性があります

そして、どんな性であっても、対等・平等な存在です。



レインボーフラッグ

LGBTなどの性的少數者の尊厳と社会運動を象徴する旗。性の多様性や一人ひとりの個性を表現。

◇「LGBTQ」とは、「性のあり方(セクシュアリティ)を表す言葉」の頭文字を併せた言葉

英語表記	カタカナ表記	性的指向	性自認	好きになる性
Lesbian	レズビアン	女性として女性が好き	女	女
Gay	ゲイ	男性として男性が好き	男	男
Bisexual	バイセクシャル	同性も異性を好き	それぞれ	両性

性別違和

Transgender	トランスジェンダー	・生まれたときにあてがわれた性別を越えて生きる人 (M:Male, t:to, F:Female, X: 流動的) MtF:体は男性、心は女性 (トランスウーマン:女性として生きる/生きたい人) MtX:体は男性、心は決められない FtM:体は女性、心は男性 (トランスマン:男性として生きる/生きたい人) FtX:体は女性、心は決められない
Question	クエスチョン	・問い合わせ続ける、ノンバイナリー(性別を限定しない)など流れ動き、確定しないこと

◇「性的指向」…人の性愛がどのような対象に向かうか(自分で決められるものではありません)

異性だけが恋愛対象とは限りません。同性を好きになる人(同性愛)も、異性か同性か問わず好きになる人(両性愛)、どちらも好きになれない人(無性愛)などもあります。

◇「性別違和」…自分の「こころの性」と「からだの性」が一致しないこと

性別違和の人は、着ぐるみを着ているように感じ、自分が自分らしい生き方をできないことや、周りの人の理解の不十分さや偏見・差別のために、深い悩みや苦しみをもっています。



「性同一性障がい」とは、トランスジェンダーのなかで、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。

2004(平成16)年施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2008(平成20)年改正、一部要件の緩和)に基づき、治療を受け、戸籍上の性別を変更する人もいます。

法律や制度の見直し、啓発活動、当事者自身による努力、マスコミの影響もあり、最近ではカミングアウトした人が、各界で活躍する場面が見られるなど、少しづつ理解と共生の輪が広がってきました。

人はみんな少しづつ違い、違いがあるのは当然です。

性のあり方についても固定的に考えるのではなく、性の多様性を尊重し、すべての人が自分らしく生きる社会を築いていきましょう。

性的少数者について正しく知りましょう



そして、誰もが安心して暮らせる社会につなげましょう

◇ 職場や学校でできること、地域でできること [https://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html 法務省人権擁護局 HPより抜粋]

①多様な性について 知る	専門家・当事者から話を聞く、研修会を開催するなど、性的指向・性自認に関する知識をもつ機会を設ける。
②習慣・常識を 変える	身の回りの習慣や常識となっている考え方を今一度点検し、性的指向・性自認に関する差別やハラスメントにつながるものはないか、見直しが必要なものはないか、考えてみる。
③理解者を 増やす	組織内に、性的指向・性自認に関する知識をもつ理解者を増やす。理解者に対して「理解者、支援者」であることを目に見える形で行動することによって、当事者たちの応援の姿勢やメッセージにつながることを知らせる。 家族、学校、職場の中で、当事者が、「自分の居場所がある」と実感できる機会を増やしていくことがとても大切です。たとえ一人でも、きちんと気持ちを受け止めてくれる人、安心感を与えてくれる人がいれば、前向きな気持ちが生まれるものです。

◇ 性的少数者が直面する問題

認識・理解の不足	若年層においては、当事者が正しい知識を得ることが難しく、自分の性に違和感をもちらがらも、誰にも相談できずに悩み続ける場合があります。 身近な家族に相談できず、たとえ相談できたとしても理解してもらえない場合もあります。
社会的な偏見や差別	性的少数者に対する理解は少しずつ進んできているものの、依然として偏見は根強く、カミングアウト(公表)しにくい風潮があります。そのため、社会生活で支障が生じ、人権がないがしろにされる場合もあります。

〈具体的な問題例〉(厚生労働省・法務省人権擁護局が公表している資料より抜粋してまとめたもの)

- 「ホモ」「オカマ」「男らしくない」「女らしくない」などとからかわれる。
- 「どこかおかしいのでは」「問題があるので」「気持ち悪い」などうわさ話をされる。
- 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露される(アウティング)。
- 在職中に性別移行を機に、ひどいハラスメントを受けた結果、適応障害や離職につながった。など



〈求職時の困難さ〉(トランスジェンダーの場合)

求職活動をする前に性別移行を終えてしまいたいという希望を持つ人も多いが、学生の場合は性別移行に係る費用を捻出することが難しい状況にある。そのため、一度就職をして、ある程度の金銭的な余裕が生まれてから性別適合を行うことになるが、そうした場合、すでに身体的な成長が進んでしまった年齢になっており、男性らしく、または、女性らしくなることが難しいタイミングとなってしまう。

就職活動では、男女分けられる場面や性別を問われる機会が多い。当事者は、戸籍上の性別にもとづいて応答したり、振る舞わなければならないのか、あるいは、性自認にもとづいて行動しても良いのか迷うことになる。



また、本名や書類に記載した性別と見た目の性別が違う場合、カミングアウトをせざるを得ない場面にも直面しやすく、その結果として、面接官の対応が差別的であると感じたり、選考過程での困難を感じる場合もある。また、カミングアウトをすることが選考においてマイナスの影響を与えるのではという不安から、就職活動時にはカミングアウトをしないことも少なくない。しかし、内定取得後にカミングアウトを行い、内定を取り消されたケースや、入社後にカミングアウトをし、ハラスメントやトラブルにつながるケースも少なくない。

◇ 性的少数者に関する国や地方公共団体の啓発活動・対応

法務省・文部科学省発行の「人権教育・啓発白書」に基づき、性的指向や性別違和を強調事項に掲げ、啓発活動を積極的に実施しています。また地方公共団体においても、性的少数者に配慮した記述を設けたり、不必要的性別の記載欄を削除したりする取組が進んでいます。

“人間の性のあり方”は“男”と“女”的2つだけでなく、“グラデーション”的ようにいろいろあります。

性のあり方(セクシュアリティ)は一人ひとり違い、人の数だけあります。

※世界保健機構(WHO)は、同性愛などは「病気」ではないといっています。

思春期に自身の「性のあり方(セクシュアリティ)」に気付くLGBTQの子どもが多いと言われています。

個人差や環境差があるとは思いますが、第二次性徴が始まることや周囲で恋愛の話題が増えること等から、

自分の「性のあり方(セクシュアリティ)」を意識する機会が増えるためと考えられます。



“自分が周囲と違うかもしない…”

そんな不安を感じている人にとって、理解してもらえる存在が必要です。



【考えてみましょう①】多様な「性のあり方」(セクシュアリティ)について

要素	例	性のあり方(セクシュアリティ)
こころの性	自分の性別をどう考えるか (性自認) 男だと思っている 女だと思っている どちらでもいい ゆれている わからない 決めたくない	 (例) 男 —————+————— 女
からだの性	生まれながらの体の形 「女性型」「男性型」にも様々な形や組み合わせがあります。 (外性器、内性器、性腺、染色体、遺伝子、ニセ性徴などの特徴)	 (例) 男 —————+————— 女
好きになる性	誰を好きになるのか (性的指向) 好きにもいろいろな形があります。 女人が好きな男の人 男人が好きな女の人 女人が好きな女人 男人が好きな男の人 どの性別の人も好きな人 誰も好きにならない人 好きな性が揺れたり変わったりする人	 (例) 男 —————+————— 女

【考えてみましょう②】性別で分かれていることにはどんなことがあるだろう?

からだの性で分けられている場所	からだの性で区別があるもの	からだの性によって求められることが違うこと

【考えてみましょう③】今日からできること

- 「多様な性のあり方がある」と知る
- 相手の「性」を決めつけない

自分を好きになったきっかけ

- ・ 話をじっくりと聞いてもらえた
- ・ 自分のそのままを肯定してもらえた
- ・ 正しい情報を知ることができた
- ・ LGBTQの人や理解者・支援者に会えた